

【医学部保健学科】

交通機関の運休、気象警報の場合における授業、定期試験の休講措置取扱い

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)(2)(3)いずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む。）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が同時に運休した場合
- (3) 神戸市営地下鉄が運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ①午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ②午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

注1 (3)については、医学部保健学科が開設する授業科目のうち、名谷キャンパスにおいて実施する授業科目についてのみ適用する。

注2 看護学専攻統合看護実習の夜間実習については、正午までに交通機関が運行した場合は実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む。）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取り扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ①午前6時までに、警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- ②午前10時までに、警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

注 看護学専攻統合看護実習の夜間実習については、正午までに気象警報が解除された場合は実施する。

3. 休講の周知方法

交通機関の運休又は気象警報の発表が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、ホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

注1 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。

注2 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

注3 気象警報の発表及び解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。

注4 演習等少人数の授業については、担当教員と受講者との協議に基づき、授業を行うことがある。

注5 この取扱いは、平成28年4月1日から適用する。